

資料1 憲法改正国民投票までの流れ（衆議院先議 → 参議院後議の場合）

(0) 国会法改正，国民投票法制定（2007年5月）

↓

(1) 各党個別による，憲法改正項目の検討

← 現在は，ここ。

↓（合意形成可能性の模索）

(2) 各党合同による，憲法改正項目の協議

：多人多脚走のスタートライン

↓（合意）

(3) 憲法改正原案の起草

：衆議院法制局が担当

↓

(4) 各党における，了承手続き

：修正点があれば，(2)に戻る

↓

(5) 憲法改正原案を共同提出

：内容関連事項ごとに区分

↓

100名以上の賛成者が必要

(6) 衆議院本会議における趣旨説明，質疑

：一日のみ，3時間程度？

↓

(7) 衆議院憲法審査会（50名）における審査

：複数の会期を跨ぐことを想定。

・提出者，政府，参考人に対する質疑

・公聴会（地方，中央）

・締めくくり質疑，討論

衆議院の解散 → 「廃案」になる！

(8) 衆議院憲法審査会における採決

：出席議員の過半数

↓（附帯決議）

(9) 衆議院本会議における審議

：一日のみ，3時間程度？

・憲法審査会長による審査報告

・各会派による討論

(10) 衆議院本会議における採決

：総議員の3分の2以上（310名）

↓

欠席，棄権は「反対」と同じ意味

(11) 参議院本会議における趣旨説明，質疑

：一日のみ，2時間程度？

↓

(12) 参議院憲法審査会（45名）における審査

：複数の会期を跨ぐことを想定

・提出者，政府，参考人に対する質疑

・公聴会（地方，中央）

・締めくくり質疑，討論

(13) 参議院憲法審査会における採決

：出席議員の過半数

↓（附帯決議）

(14) 参議院本会議における審議

：一日のみ，2時間程度？

・憲法審査会長による審査報告

・各会派による討論

(15) 参議院本会議における採決

：総議員の3分の2以上（162名）

↓

欠席，棄権は「反対」と同じ意味

(16) 憲法改正の発議

：同時に，国民への「提案」と

↓

みなされる。

憲法改正原案の起草・提出

国会審議

憲法改正の発議

資料1 憲法改正国民投票までの流れ（衆議院先議 → 参議院後議の場合）

(17) 国民投票の期日の議決 : 発議と同じ日を想定



(18) 憲法改正案の公示, 国民投票期日の告示 : 発議当日の官報掲載 (特別号外) を想定



(19) 国民投票運動

①国民 (個人, 企業その他の団体) は原則自由に, **国民投票運動 (憲法改正案に対し, 賛成又は反対の投票をし, 又はしないよう勧誘する行為)** を行うことができる。公示前の運動も可能。

②国民投票運動のための費用支出に, 制限はない。

③未成年者による国民投票運動も認められる。

④国民投票運動期間中に選挙運動期間が重なる場合であっても, 政党, 政治団体は選挙運動とは別に, 国民投票運動を行うことができる。

(国民投票運動の例)

- ・ウェブサイト, SNS, メール の利活用
- ・動画投稿サイトへの投稿
- ・勧誘チラシの作製, 配布
- ・ポスター, 看板の作製
- ・投票勧誘グッズの作製, 販売
- ・街宣車等を利用した遊説
- ・戸別訪問
- ・広告 (新聞, インターネット, ラッピング等) の掲載
- ・広告の放送 (賛成投票, 反対投票の**勧誘CM**)  
※ただし, 投票日15日前まで
- ・集会の主催

(放送メディア規制)

⑤放送事業者は, 国民投票に関する放送について, 放送法4条1項が定める趣旨 (政治的公平の確保など) に留意しなければならない。

(禁止される国民投票運動)

⑥勧誘CM (前記) は, 投票日14日前から禁止される。

⑦公務員, 教育者は, その地位を利用した国民投票運動が禁止される。

⑧国民投票犯罪 (組織的多数人買収など) には, 罰則がある。



(20) 国民投票の期日 : 期日前投票, 不在者投票も可能



(21) 憲法改正の成立 : 投票総数の過半数

↓ 30日以内

(22) 憲法改正の公布, 施行 : 「公布」は, 天皇の国事行為

国民投票運動期間

最短60日間・最長180日間

投票日

国民投票広報協議会@国会

①発議後, 国会に国民投票広報協議会が設置される。

②協議員は, 衆院議員10名, 参院議員10名の, 計20名。



(協議会の事務の内容)

- ・国民投票公報の原稿の作成
- ・憲法改正案広報放送 (テレビ, ラジオ) に関する事務
- ・憲法改正案広報広告 (新聞) に関する事務
- ・公式ウェブサイトの運営



③憲法改正案に対する「賛成意見」と「反対意見」は平等に扱われる。

- ・放送では, 同等の時間配分
- ・公報, 新聞では, 同等の紙面配分



④国民投票公報は, 投票日の10日前までに, すべての有権者世帯に配布される。

(運用上の課題)

⑤憲法改正案広報放送の放送時間の尺, 回数等は**未定**。

⑥憲法改正案広報広告の頁面積, 回数等は**未定**。